

東日本大震災の復旧・復興、森林・林業再生プランの実施を具体に進めていくための林野関係の主要な施策を解説します。平成23年度補正予算、24年度予算概算決定及び24年度税制改正予定事項に掲上している①復興木材安定供給等対策(森林整備加速化・林業再生基金の延長)、②森林整備事業・治山事業(復興分含む)、③相続税納税猶予制度の創設等の概要を紹介します。

主な林野関係施策の説明

(平成23年度第3次補正予算)

復興木材

安定供給等対策

(「森林整備加速化・林業再生基金」の延長)

1,300億円

対策のポイント：

復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援します。

事業の背景・主旨

・東日本大震災により、東北地方では多くの住宅等が被災するとともに沿岸部を中心として木材加工施設等に壊滅的な被害をもたらしました。

・今後、被災した住宅等の復興が本格的に始まる中、被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を全国規模で安定供給するための対策等を講じる必要があります。

・現下の円高状況の中でも木材を安定供給できる体制を確立し、林業、木材産業の再生を図る必要があります。

政策目標

平成27年度(集中復興期間)までに復興に必要な木材を安定供給する体制を構築

事業内容

平成21年度第1次補正予算で各都道府県に造成した森林整備加速化・林業再生基金を平成26年度まで延長して、地域の課題解決に向けた以下のような取組を支援します。

① 地域協議会の運営、調査等
② 復興木材確保に資する間伐の実施

③ 効率的な木材生産に必要な林内路網の整備

④ 森林境界の明確化

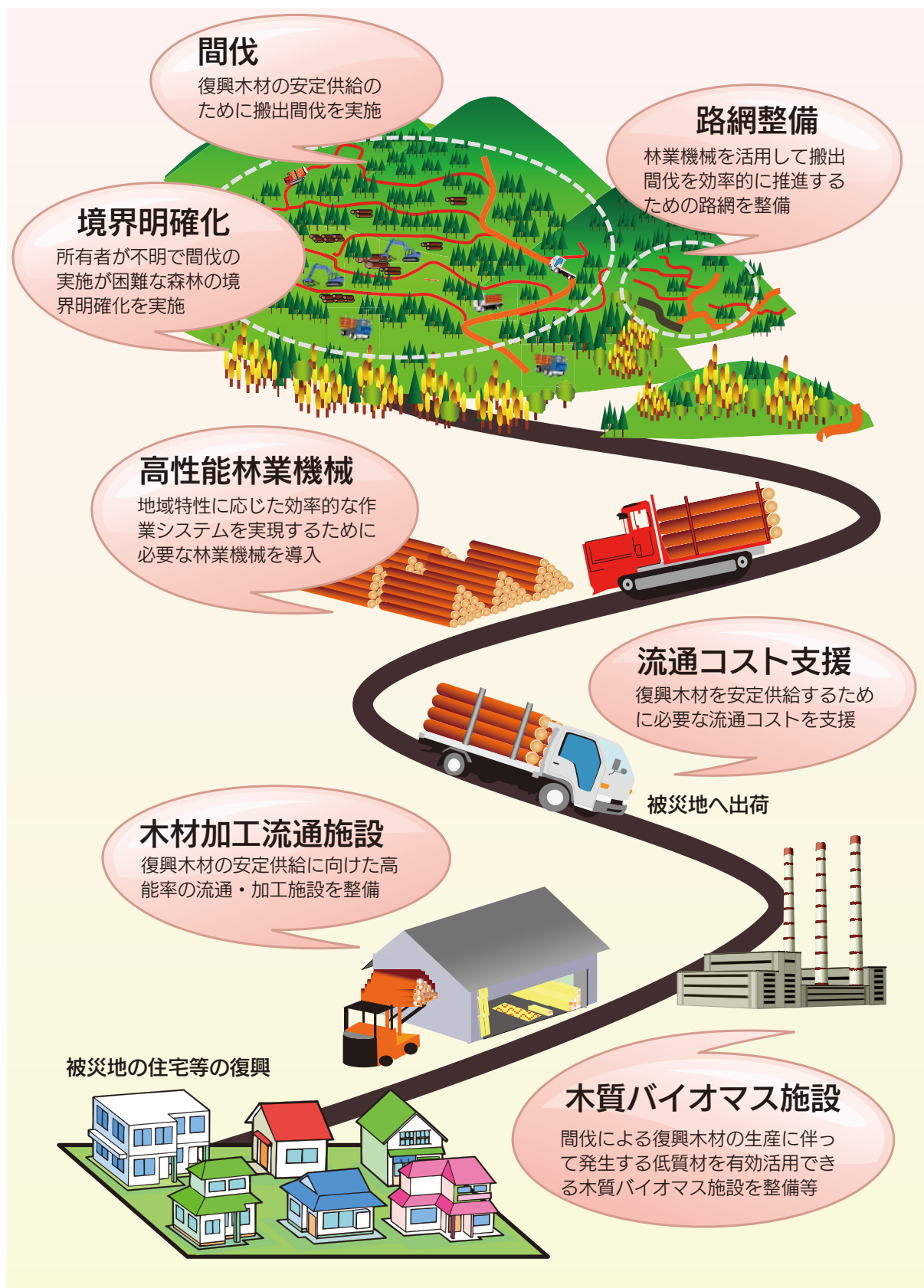
⑤ 被災地域の復興に必要な原木を増産するための林業機械の整備

⑥ 間伐材原木等の流通コスト支援
⑦ 木材加工流通施設の体制整備

⑧ バイオマス関連施設の体制整備

補助率・定額、1/2
事業実施主体…
地方公共団体、森林組合、
民間事業体等

復興木材安定供給等対策（「森林整備加速化・林業再生基金」の延長）



復興木材の安定供給、円高状況下での内需確保、森林吸収目標の達成

対策のポイント：

【森林整備事業】

集約化し計画的に搬出間伐を行う者への直接支払制度や丈夫で簡易な林業専用道の整備等を推進します。

また、間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進します。

【治山事業】

深層崩壊など激甚な災害をもたらした台風等により被災した山地等の復旧整備や津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の整備を通じ、安全・安心を確保します。

1、861億円
(対前年度比104%)

含めると

復旧・復興対策分を

1、748億円
(対前年度比97.6%)

森林整備事業・
治山事業(公共)
(平成24年度予算概算決定)

平成24年度林野公共事業予算

現状と課題

森林・林業再生プラン

- 10年後の木材供給量 50%以上達成

- 森林法改正、森林・林業基本計画の策定

搬出間伐の推進、路網整備の加速化のための予算の確保

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策の最終年度

56万haの間伐の実施に必要な予算の確保

豪雨災害への対応

- 台風による豪雨等が多発し山地災害が各地で発生

被災箇所の早急な復旧整備による安全・安心の確保

震災復興対策

- 東日本大震災による未曾有の被害
〔・海岸部の保安林延長の約2/3が被災〕

- 原発事故を踏まえた再生エネルギーの推進

〔・木質バイオマス利用に向けた搬出間伐の推進〕

復興木材の供給、雇用の創出、海岸防災林の復旧・再生、山腹崩壊等の復旧が急務

平成24年度概算決定内容 ～東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本林業の再生～

森林整備事業

- 搬出間伐等への支援(直接支払制度の実施)

森林環境保全直接支援事業 288億円

施業集約化促進対策(非公共) 25億円

- 路網整備の推進

林業専用道整備対策 108億円

- 災害に強い森林づくりの推進(復旧・復興対策)

被災地対策、全国防災対策 69億円

治山事業

- 集中豪雨等に対応した復旧対策

復旧治山事業等 375億円

- 津波等に備えた海岸部の対策

防災林造成事業 21億円

- 崩壊地等の復旧・整備と海岸防災林の

復旧・再生、整備(復旧・復興対策)

被災地対策・全国防災対策 44億円

結 果

森林・林業再生プランの
着実な推進

効率的で安定した木材生産の確立
森林吸収目標の達成
災害に強い安全で安心できる地域の創造

震災からの
復興再生

事業の背景・主旨

1. 森林整備事業

・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、「森林・林業再生プランを推進する」や「震災に強い農林水産インフラを構築する」とされています。

・利用期を迎えている人工林資源を活かし、持続的な森林経営を実現するためには、施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進が重要です。

・京都議定書森林吸収目標1、300万炭素トンを達成するためには、56万haの間伐が必要です。

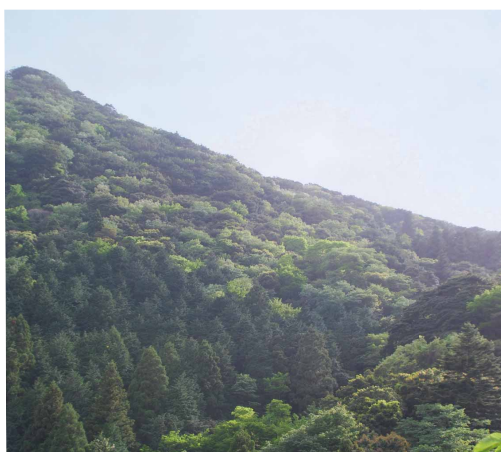
・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施業を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する「災害に強い森林づくり」を推進する必要があります。今後、復興に必要な木材の安定的な供給にも貢献します

【復旧・復興対策】。

2. 治山事業

・東日本大震災による被害に加え、台風第12号などによる豪雨等により山地災害が全国各地で発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策等を推進していく必要があります。

・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。また、東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっており、崩壊地の復旧対策等が急務となっています【復旧・復興対策】。



政策目標

森林整備事業

○平成32年の木材自給率50%達成に向けた路網整備や搬出間伐の推進

○森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施(平成19年度から24年度の6年間で330万ha)

○森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進【復旧・復興対策】

治山事業

○周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落(平成20年度)から約5万6千集落(平成25年度)に増加等

○治山対策による復旧整備を実施し、被災地及び東海・東南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止【復旧・復興対策】

事業内容

1. 森林整備事業

1、173億円
復旧・復興対策分を含めると
1、242億円

(1) 搬出間伐等への支援

森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の整備を支援する直接支払制度を実施します。併せて、施業集約化のための活動を行う者への支援(森林整備地域活動支援交付金)を一体的に実施します。

(2) 路網整備の推進

丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進します。

※大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域については、日本再生重点化措置枠として、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。

(日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」)

(3) 東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【被災地対策】。

(4) 東海・東南海地震等の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地崩壊等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【全国防災対策】。

2. 治山事業

575億円
618億円

(1) 集中豪雨等に対応した復旧対策局地的豪雨により被災した地域等において、民有林直轄治山事業の新規地区着手等緊急的かつ集中的な復旧整備を推進します。

(2) 津波等に備えた海岸部の対策津波や飛砂・風害等に備えた海岸防災林等の整備や既存の防潮堤のかさ上げ等の施設の機能強化を推進します。

※山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等については、日本再生重点化措置枠として、山腹の崩壊などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。

(日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」)

(3) 東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します【被災地対策】。

(4) 東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域における崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します【全国防災対策】。

復旧・復興対策分
森林整備事業(公共) 69億円
治山事業(公共) 44億円
国費率・10/10、
2/3、1/2等
事業実施主体…
国、都道府県、(独)森林総合研究所



森林吸収目標達成に向けた取組について

○京都議定書に基づく国際約束である我が国の削減目標6%の達成を図る上で、その3分の2近くを占める森林吸収目標の達成が不可欠。

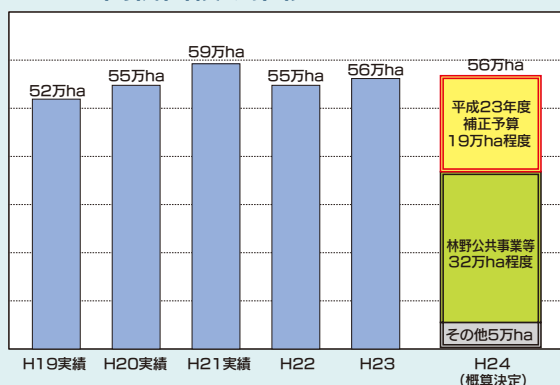
○京都議定書森林吸収目標(1、300万炭素トン)の達成を図るためには、平成19～24年度の6年間に於いて、間伐を毎年平均55万ha、6年間で合計330万ha実施することが必要。

○平成24年度概算決定及び平成23年度補正予算等により、56万haの間伐に必要な予算額を計上。

平成24年度の取組

○約15万haに相当する間伐等を実施する「森林環境保全直接支援事業」(288億円)を含む、約32万haの間伐等を平成24年度林野公共事業予算(1、861億円)等で計上。

間伐面積の推移について



※その他は、自力・県単独事業。

○このほかに、平成23年度補正予算で措置した
 ・森林整備加速化・林業再生事業(平成23～26年度の措置で1、399億円の内数)
 ・復興支援森林整備緊急対策等(340億円の内数)等により、森林吸収目標達成に必要な56万haの間伐が実施可能な予算を計上。

平成24年度 林野庁税制改正 予定事項

新設要望項目

相続税、環境関連税制、山林所得に係る森林計画特別控除、所得税、法人税、固定資産税

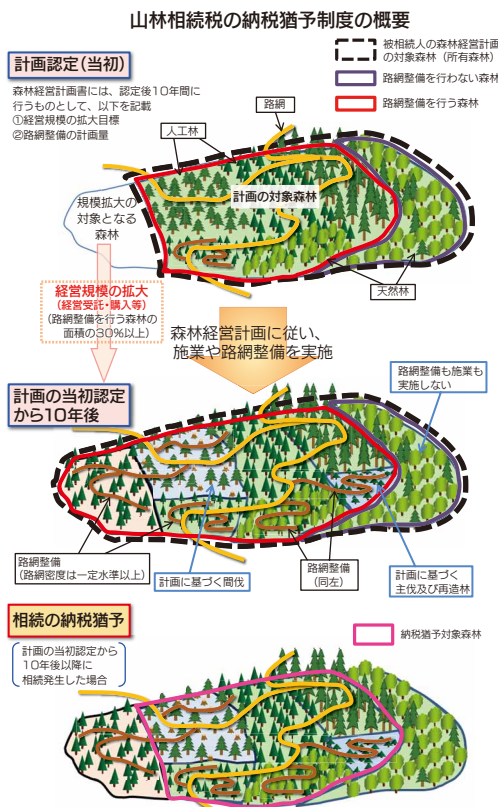
延長要望項目

軽油引取税、所得税、法人税

新設要望項目

相続税

○林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設します。
(森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課



※立木については、納税猶予対象森林の立木のうち、相続人が相続後の一定期間は伐採できないもの(相続人の相続時の平均余命年数のうちに市町村森林整備計画に定める主伐可能林齢に達しないもの)に限って猶予対象となる。
※計画の当初認定から10年以内に相続発生した場合、経営規模拡大や路網整備が完了していなくても納税猶予となる。

税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予)

【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行います。

環境関連税制

○再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保については、現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けます。その際、農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設けます。また、税制改正大綱の「環境

関連税制」に「森林吸収源対策」として、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と整理。

山林所得に係る森林計画特別控除

○山林所得に係る森林計画特別控除(20%)の森林経営計画の適用については、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長。
(1)森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

(2)山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%(現行…一律20%)に引き下げます。
(注)改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講じます。

所得税、法人税、相続税等

「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置については、森林施業計画から森林経営計画への

変更に伴う所要の措置を講じます。

固定資産税

○再生可能エネルギー発電施設(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を新たに導入した場合の固定資産税の課税標準を最初の3年間1/3控除とする措置を2年間講じます。

延長要望項目

軽油引取税

○農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例(1KL当たり32,100円免除)については、適用期限を3年延長。

【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討します。

所得税、法人税

○中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却(30%)又は税額の特別控除(7%)については、適用期限を2年延長。